

福県医発第 2364 号（地）
令和 4 年 11 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」の新設について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

現在の本県における感染状況は、新規陽性者数は増加傾向にあるものの、その増加のペースは緩やかであり、医療提供体制については、11月4日に病床使用率が「福岡コロナ警報」の発動の目安である15%以上となっておりますが、その上昇のペースは新規陽性者数と同様に緩やかであり、重症病床使用率も極めて低い状況となっていることから、現段階ではこれまで福岡コロナ警報については発動されていない状況です。

今般、国において「オミクロン株対応の新レベル分類」が示され、また「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応」が決定されたことを踏まえ、本県において「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」を新設した旨、別添のとおり福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

公印省略

4保総第2340号

令和4年11月22日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長

「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」の新設について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、国において「オミクロン株対応の新レベル分類」等が示されたため、県でこれらを踏まえた「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」を別添資料のとおり新設しました。

内容について御了知いただくとともに、関係機関への周知につきましてもご協力いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」の新設について

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課

企画広報係

電話番号：092-643-3238

ファックス：092-643-3241

「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」の新設について

I 現在の感染状況等について

- 現在の感染状況について、新規陽性者数は増加傾向にあり、前週の同一曜日を上回る日が続いているものの、その増加のペースは緩やかであり、現段階で感染が急拡大しているという状況ではない。
- 医療提供体制について、11月4日、病床使用率が「福岡コロナ警報」の発動の目安である15%以上となったが、その上昇のペースは新規陽性者数と同様に緩やかであり、重症病床使用率も極めて低い状況となっている。
- また、流行している株がオミクロン株BA.5から他の系統に置き換わる傾向は見られていない。
- このため、現段階ではこれまで福岡コロナ警報については発動していない状況にある。

II 「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」の新設について

- 11月11日、国の分科会が「オミクロン株対応の新レベル分類」を示した。18日には国の対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応」が決定されたところである。
- 県としては、これを踏まえ、「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」を下記のとおり新設することとする。

<オミクロン株対応の福岡コロナ警報>

主な指標	発動	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者数(7日移動平均)の増加傾向が継続 ・病床使用率：30%以上(見込含)
	解除	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者数(7日移動平均)の減少傾向が継続、または微増傾向や高止まりであっても医療への負荷が高まる恐れが低い ・病床使用率：30%未満(見込含)
注視すべき項目		<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者数の今週先週比の推移 ・地域別の感染状況 ・重症病床使用率の推移 ・新たな変異株の動向

<参考：オミクロン株対応の新レベル分類（国の例示）>

レベル		1	2	3	4
		感染小康期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療機能不全期
指標	病床使用率	概ね 0～30%	概ね 30～50%	概ね 50%超	概ね 80%超
	重症病床使用率				
対応				医療ひっ迫防止対策強化宣言	医療非常事態宣言

Ⅲ 県民・事業者の皆様へ

- 現在の感染状況は第7波の当初と比べると、病床使用率や新規陽性者数の上昇ペースは緩やかである。
- しかしながら、このまま感染が拡大すれば、医療への負荷が高まり、今般新設する「オミクロン株対応の福岡コロナ警報」を発動し、重症化リスクに応じた外来受診・療養の協力の呼びかけや基本的感染対策の更なる徹底などをお願いすることとなる。
さらには、国の対策本部において決定された「医療ひっ迫防止対策強化宣言」や「医療非常事態宣言」を行うことも考えられる。
- 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るためにも、そうした事態を招かないよう、感染防止対策の徹底をお願いする。